

# 地域小規模児童養護施設さざんか設置運営要綱

## 第1章 総 則

(目的及び運営方針)

- 第1条 地域小規模児童養護施設さざんか(以下、「小規模施設」という。)は、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活経験を積むことにより、入所している児童の自立の促進に寄与することを目的とする。
- 2 小規模施設の運営に当たっては、児童の意思及び権利を尊重し、常に児童の最善の利益を図るという観点に立って養護を行うとともに、明るく家庭的な雰囲気づくり、地域や関係機関との結びつきを重視した運営を行う。
- 3 小規模施設は児童養護施設藤崎台童園(以下、「本園」という。)の分園として、年間行事やスポーツ・レクリエーション等の実施は本園と一体的に行うものとする。

(名称及び所在地)

- 第2条 小規模施設の名称は「さざんか」とし、熊本市中央区新町3丁目5番7号に置く。

(定員)

- 第3条 小規模施設の定員は6名とする。

(対象児童等)

- 第4条 小規模施設の対象となる児童は、児童養護施設に入所する児童のうち、本園から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切な児童とする。
- 2 対象児童及びその保護者に対しては、事前に小規模施設の目的及び内容を十分説明し、小規模施設の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

## 第2章 職員及び職務内容

(職員)

- 第5条 小規模施設に次の職員を置く。
- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 地域小規模児童養護施設管理者兼児童指導員(常勤) | 1名 |
| (2) 保育士(常勤)                  | 2名 |
| (3) 児童指導員(常勤)                | 1名 |

(職務内容)

第6条 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 地域小規模児童養護施設管理者

児童養護施設藤崎台童園園長(以下、「園長」という。)の指揮のもと、小規模施設の管理者としてその運営を統括する。

(2) 児童指導員

小規模施設に居住する児童への指導及び援助を行うとともに、児童自立支援計画の立案、当該計画に沿った養護の実施及び記録、並びに家庭や関係機関等との連絡調整などを行う。

(3) 保育士

小規模施設に居住する児童の保育を行うとともに、児童自立支援計画の立案、当該計画に沿った養護の実施及び記録、並びに家庭や関係機関等との連絡調整などを行う。

### 第3章 児童処遇の基本方針

(児童処遇の基本方針)

第7条 心身ともに豊かな児童の育成を目指し、児童の主体性、創造性を尊重した養護を確立するとともに、自立心の涵養を図る。

- 2 この世に生きとし生けるものの命の尊さ(生命の尊厳)を認識し、児童の処遇にあたる。
- 3 入所児童との出会いを大切にし、児童を一人の人間として人格を尊重するとともに、その権利を保障する。
- 4 個人が集団の中に埋もれることのないよう一人ひとりの個人を尊重した自立支援計画を立て、児童の最善の利益の観点に立った処遇を行う。
- 5 児童に対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の児童の気持ちを汲み取るよう努めるとともに、児童の規律違反に際しても、単にその行為を叱責するだけでなく、背景にある児童の心理的問題を把握するよう努める。
- 6 児童の家庭復帰を通じてその自立が図られるよう、親子間の関係性の歪みの修復、家庭の養育機能の回復支援など、家庭環境の調整及び支援、並びに地域における子育てを支援する取り組みを行う。

#### 第4章 運営上の留意事項

##### (懲戒権の濫用禁止)

第8条 職員は、入所児童を指導するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の濫用となる行為を行ってはならない。

##### (施設内虐待の禁止)

第9条 職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の児童の心身に有害な影響を与える行為を行ってはならない。

- 2 園長及び地域小規模児童養護施設管理者は、職員に対し、前項の虐待の禁止を周知徹底するとともに、必要に応じて研修を行い、職員の共通理解と資質向上に努めるものとする。

##### (衛生管理)

第10条 入所児童が使用する寝具、衣類、食器、設備備品、飲用水等については、衛生的な管理に努めるとともに、消毒、洗濯、洗浄の徹底など衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 小規模施設内で感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症の予防に努めるとともに、手洗い・うがいの励行、マスクや消毒液の設置、発症者の隔離など、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

##### (児童の健康管理)

第11条 児童の健康管理のため、少なくとも1年に2回の健康診断（うち1回は児童が通学する学校での健康診断）を行うものとする。

- 2 児童の健康管理のため、必要な医薬品を備えるとともに、嘱託医、協力医療機関等と連携して、疾病の早期発見、早期治療に努めるものとする。

##### (緊急時における対応)

第12条 入所児童に異変が見られたとき、その他必要な場合には、園長並びに協力医療機関や関係機関等へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講

じるものとする。また、施設内で事故が発生した場合も同様とする。

(関係機関との連携)

第13条 児童の処遇に当たっては、児童の通学する学校、児童相談所、児童委員、福祉事務所、市関係課、警察署等の関係機関と連携を密にし、入所児童に対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(地域との関係)

第14条 地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立って、積極的に良好な関係を築くよう努めなければならない。

(苦情解決体制)

第15条 児童又はその保護者等からの苦情・要望等に迅速に対応し、公正かつ適切な解決を図るため、地域小規模児童養護施設管理者を苦情受付担当者として苦情受付窓口を設置する。

- 2 受け付けた苦情・要望等は社会福祉法人藤崎台童園の苦情解決体制を通じ、解決に向けた必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第16条 消火器等の非常災害対策に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を作成し、消火・通報・避難訓練など必要な訓練を月1回以上実施するものとする。

(秘密の保持)

第17条 小規模施設の職員及びその職員であった者は、正当な理由なく業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 小規模施設は、職員及びその職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、小規模施設の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。